

を「経済産業大臣」に改める部分を除く。)は、
公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日経済産業
省令第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一日経済産業
省令第八号)

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律の施行の日(平成二十年十二月一
日)から施行する。

附 則 (平成二六年九月二六日経済産業
省令第四七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一〇日経済産
業省令第五六号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行
する。

附 則 (令和元年七月一二日経済産業省
令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正
する法律の施行の日(令和元年七月一日)から
施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日経済産業
省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政
手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政
運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続
等における情報通信の技術の利用に関する法律
等の一部を改正する法律の施行の日から施行す
る。

附 則 (令和二年一二月二八日経済産業
省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に
よる改正前の様式(次項において「旧様式」と
いう。)により使用されている書類(第九十二条
による改正前の電気事業法等の一部を改正す
る)は、この省令に定める様式に改めなければならない。

る等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令
様式第十三を除く。)は、この省令による改正
後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にある旧様式による用
紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の
一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置
に関する省令様式第十三を除く。)については、
当分の間、これを取り繕つて使用することがで
きる。

紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の
一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置
に関する省令様式第十三を除く。)については、
当分の間、これを取り繕つて使用することがで
きる。

様式第一（第一条関係）

様式第一（第一条関係）	
事業継続力強化支援計画に関する認定申請書	
年 月 日	
行政区分	□
□	名前及び代表者の氏名
□	名前及び代表者の氏名
商工省及び公團所による小規模事業者の支援に関する法律第5条の規定に基づき、別添の 計画について認定を受けたいので申請します。	
(備考) 1. 申請者は、事業継続力強化支援計画を認定して作成する全ての商工省及び公團所が 町村の区域、名前及び代表者の氏名を記載すること。 2. 用紙の大きさには、日本語表記をもとめること。	

事業継続力強化支援計画	
事業継続力強化支援事業の内容	
（別表1）	
（1）事業継続力強化支援事業の実施期間（ 年 月 日～ 年 月 日）	
（2）事業継続力強化支援事業の内容	

様式第二（第四条関係）

(別表2)
事業継続力強化支援事業の実施計画
(年) 年度

(1) 施設体制 (当工工会は施工会議の事業継続力強化支援事業に係る施設/開催地/開催日付等の事業継続力強化支援事業に係る施設/開催地/開催日付等の事業継続力強化支援事業に係る施設/開催地/開催日付等)	
(2) 施設上工及工事会議に係る小規模事業者の状況に関する法第5条第5項に規定する標準規範(工事上工の種別・内規及び外規等)	
(3) 施設指揮員(工事上工の指揮者)	
(4) 施設上工の会議場、開催地の連絡先 ①施工人(会員)	
②開催地の町村	

(別表3)
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の組成及び調達方法
(年) 年度

事業費実需額	年度	年度	年度	年度	年度
(備考) 必要な資金を組み立てるに当り、以下のとおり調達すること 調達方法					

(別表4)
事業継続力強化支援計画を実行して作成する施工会員は施工会議及び開催地町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者(以下「連携して事業を実施する者」といいます。)の名前
(年) 年度

連携して事業を実施する者(会員)
①
②
③
④
⑤
⑥
連携して事業を実施する者の役割
①
②
③
④
⑤
⑥
連携指揮官
①
②
③

様式第2（第4条関係）
事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書
年 月 日

行政会員 様

住所 所
名称及び代表者の氏名

住所 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更しますので、施工会員に於ける小規模事業者の支給に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

(備考)

- 1 施設の会員は、事業継続力強化支援計画を実行して作成するまでの施工会員は施工会議及び開催地町村の会員の会員、施工会員の会員の会員を実施すること。
- 2 变更事項の内容については、変更前と変更後を列記して記載すること。
- 3 用語の大きさは、日本建築規格A4とすること。

変更の内容を下記のとおり記載し、変更前と変更後を記載して記載すること。
小規模事業者の支給に関する法律第5条第5項に規定する経営指揮の氏名: _____

様式第三（第六条関係）

様式第3（第6条関係）
扶助金受取計画に係る認定申請書
年 月 日

経営者大蔵 様

住所 所
名称及び代表者の氏名

住所 所
名称及び代表者の氏名

施工会員及び施工会議に於ける小規模事業者の支給に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けるもので申請します。

(備考)

- 1 施設の会員は、施工会員及び施工会議に於ける小規模事業者の支給に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けるものとすること。
- 2 施設の会員は、日本建築規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る構造及び設備を行う施工会員及び施工会議による小規模事業者の支給に関する法律第7条第5項に規定する経営指揮の氏名: _____

(別書1) 経営削減支援事業の実施計画	
経営削減支援事業の目標	
(1) 経営削減支援事業の実施期間（ 年 月 日～ 年 月 日）	
(2) 経営削減支援事業の内容	

(別書2) 経営削減支援事業の実施体制	
経営削減支援事業の実施体制	
年 月 日	
(1) 施策実施機関（直轄会社又は直轄会社の子会社等を含む事業者等を含む会社、関係会社、子会社等を含む会社、直轄会社の子会社等を含む会社、直轄会社の子会社等を含む会社の子会社等）、経営削減責任者の氏名	
(2) 施策実施機関に上る小規模事業者の文書に関する法規第7条第5項に規定する経営削減責任者の氏名、並びに施策実施機関に上る小規模事業者の文書に関する法規第7条第5項に規定する経営削減責任者の氏名	
① 施策実施機関の代表者、連絡先	
② 施策実施機関に上る小規模事業者の代表者及び連絡先	
(3) 施策実施機関に上る小規模事業者の代表者及び連絡先	
① 施策実施機関の代表者、連絡先	
② 施策実施機関の代表者、連絡先	

(別書3) 経営削減支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法	
(別書3) 年 月 日	
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。 調達方法	

(別書4) 経営削減支援計画を用いて行う施設会議所及び関係会員村以外の者を選択して経営削減支援事業を実施する場合、選択して事業を実施する者の氏名及び其の代表者の氏名 対象に選ばれた者は、その代表者の氏名	
選択して実施する事業の内容	
①	
…	
選択して事業を実施する者の氏名	
①	
②	
③	

様式第4（第8条関係）	
経営削減支援計画の変更に係る記録申請書	
年 月 日	
経営削減支援 聞	
名前 名前及び代表者の氏名	
名前 名前及び代表者の氏名	
年 月 日 付で規定を受けた経営削減支援計画について下記のとおり変更したいので、直轄会社及び施設会議所による小規模事業者の支援に関する法律第8条第1項の規定に基づき規定を申請します。	
記	

1 变更事項

2 变更事項の内容

(備考) 1 申請者は、経営削減支援計画を基にして作成した全ての直轄会社又は施設会議所及び関係会員村の住所、名前及び代表者の氏名を記載すること。 2 变更事項の内容については、変更後の変更後と対比して記載すること。 3 同様の手続きは、各会員組織Aとしてすること。	
変更後の内容を記載する欄に係る情報を記載する法規第7条第5項に規定する経営削減責任者の氏名	
直轄会社の支拂に係る法規第7条第5項に規定する施設会議所の氏名	